

平成 18 年 6 月 6 日  
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 14 号

## 「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」及び

企業会計基準適用指針公開草案第 16 号

## 「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」 の公表

### コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 17 年 3 月に、関連当事者開示が当委員会と国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）との会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトにおける検討項目となったことを踏まえ、我が国の会計基準を整備することを目的として、関連当事者開示の内容について検討してまいりました。

今般、平成 18 年 5 月 30 日の第 105 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準とその適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 7 月 20 日（木）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：kan\_ren0720@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

お問い合わせ先：03-5510-2737

## **本公開草案の概要**

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、現行の財務諸表等規則及び連結財務諸表規則（以下「証券取引法関係規則」という。）と異なる点を中心に要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

なお、本公開草案は、会計基準の国際的なコンバージェンスを図る観点から、現行の証券取引法関係規則と国際財務報告基準や米国会計基準との比較検討及びIASBとの協議を踏まえて作成したものであります。

### **■ 関連当事者の範囲**

本公開草案では、現行の証券取引法関係規則と比較して、以下の者を関連当事者として明示することとしている（会計基準案第5項(3)、(5)及び(7)参照）。

財務諸表作成会社の共同支配投資企業

共同支配企業

親会社の役員及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社

重要な子会社の役員及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社

従業員のための企業年金（会社とは明らかに独立して運営されているものを除く。）

会社法上の会計参与及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社

このうち、共同支配投資企業（財務諸表作成会社を共同で支配する企業）と共同支配企業（財務諸表作成会社（連結財務諸表上は連結子会社が含まれる。））と他の独立した企業により共同で支配されている企業）は、「企業結合に係る会計基準」で定められているものであり、証券取引法関係規則の改正等を踏まえ、「その他の関係会社」と「関連会社」にそれぞれ含まれることを明らかにしている。また、～ は、関連当事者開示の充実を図る観点から国際的な会計基準も参考にして新たに対象としたものであり、の会計参与は会社法で役員として規定されたことを踏まえて、明示したものである。

なお、本公開草案では、関連当事者に該当するかどうかは、形式的に判定するのではなく、実質的に判定することを明示している（会計基準案第16項参照）。

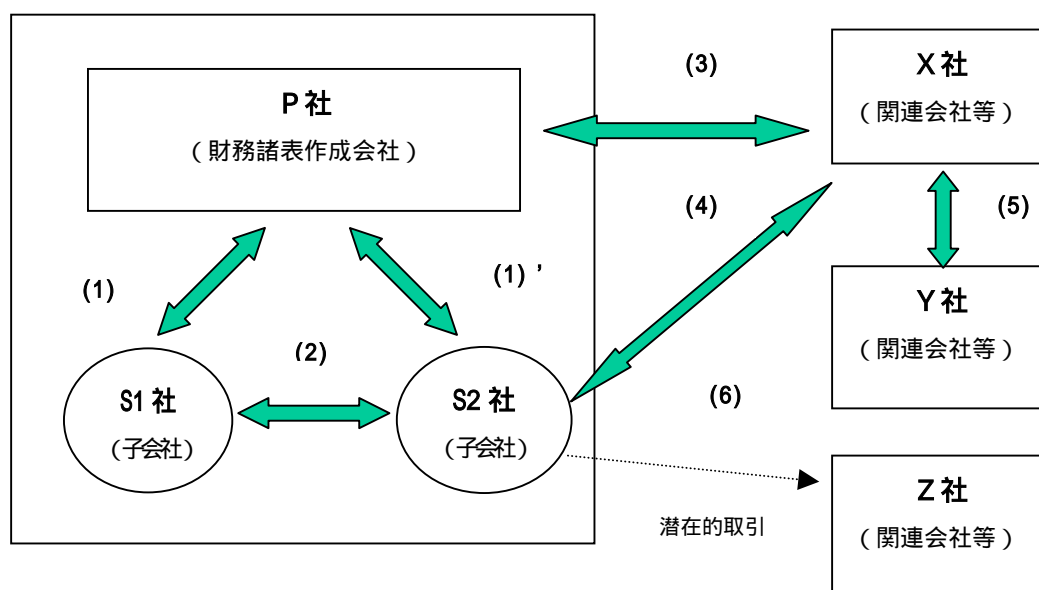
### **■ 開示すべき取引の範囲**

連結財務諸表における関連当事者との取引の開示において、連結子会社と関連当事者との取引がある場合には、国際的な会計基準と同様、開示対象としている（会計基準案

第5項(2)及び第6項参照)。これにより、財務諸表利用者は、関連当事者との取引の連結財務諸表への影響をより適切に把握することができると考えられる。

なお、連結財務諸表における開示では、連結財務諸表を作成するにあたって相殺消去した取引は、現行の証券取引法関係規則や国際的な会計基準と同様、開示対象から除くこととしている(会計基準案第6項参照)。

(図) 関連当事者との取引の開示対象



(注) 関連当事者の範囲と開示対象取引

関連当事者の範囲

P社の個別財務諸表上：S1社、S2社、X社、Y社、Z社

P社の連結財務諸表上：X社、Y社、Z社

開示対象となる関連当事者との取引の範囲

ア．連結財務諸表作成会社の場合：証券取引法関係規則では(3)のみ

本公開草案では、(3)及び(4)

連結財務諸表上は、P社、S1社、S2社が連結会社であり、これらと関連当事者との取引が開示対象

イ．非連結財務諸表作成会社の場合：証券取引法関係規則では(1)、(1)'、(3)

本公開草案でも同じ。(1)、(1)'、(3)

■ 関連当事者との取引に関する開示

本公開草案では、現行の証券取引法関係規則の開示項目に加え、関連当事者との取引に関わる貸倒懸念債権や破産更生債権等に係る情報として、貸倒引当金繰入額や貸倒損

失等に関する情報の開示も求めている（会計基準案第 10 項（8）参照）。

なお、関連当事者との取引に関する開示項目についての重要性の判断規準については、適用指針案第 13 項から第 18 項及び第 20 項において明示している。

#### ■ 関連当事者の存在に関する開示

現行の証券取引法関係規則では、関連当事者との取引に関する開示のみを求めているが、親会社等の情報は、会社の財務諸表を理解する上で重要な情報と考えられる。そのため、国際的な会計基準と同様に、関連当事者の存在に関する項目の開示も求めている。

具体的には、親会社の情報としては、親会社の名称等の開示を求めている。また、重要な関連会社については、国際的な会計基準を参考にして、その名称と要約財務情報の開示を求めている（会計基準案第 11 項参照）。

なお、重要な関連会社の重要性の判断規準については、適用指針案第 19 項及び第 20 項において明示している。

#### ■ 適用時期

適用時期については、関連当事者の範囲拡大に伴い、財務諸表作成者においてシステム対応等の受入準備が必要であることを考慮して、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度から適用することを提案している。ただし、受入準備が整っている場合には、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度又は事業年度から適用することができる（会計基準案第 12 項参照）。

以 上